

山梨県公報

号外第七十三号

平成二十一年
十月二十日

火 曜 日

目 次

教育委員会

富士川町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則……………

公安委員会

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十一号

富士川町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

富士川町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立増穂商業高等学校の項中「山梨県南巨摩郡増穂町最勝寺一、三七二番地」を「山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺一、三七二番地」に改める。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表同ふじかわ分校の項中「山梨県南巨摩郡鵜沢町五、六七三番地の二」を「山梨県南巨摩郡富士川町鵜沢五、六七三番地の二」に改める。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県峡南教育事務所の項中「南巨摩郡鵜沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月八日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百四号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定(平成六年山梨県公安委員会告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月八日から施行する。

平成二十一年十月二十日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

「南巨摩郡増穂町、同郡鵜沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番